

鹿沼市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、令和5年6月8日に提出された鹿沼市職員措置請求について、同条第5項の規定により監査の結果を次のとおり公表する。

令和5年8月7日

鹿沼市監査委員 高田悦夫

鹿沼市監査委員 舘野裕昭

鹿沼市職員措置請求監査結果

第1 請求の受付

1 請求人

住 所 鹿沼市口栗野573番地

氏 名 鰻原 一男

2 請求書の提出

請求書の提出日は、令和5年6月8日である。

3 請求の内容

請求人が提出した、鹿沼市長（以下「市長」という。）に対する鹿沼市職員措置請求（以下、「本件請求」という。）における請求の要旨及び措置要求は、次のとおりである。

(1) 請求の要旨

市長交際費とは、市長、副市長及び行政執行上必要があると認め指定した者（つまり、市長の代理として出席した者にも対応する）が、行政執行上または市の利益のために、市を代表して外部との交際を行うための経費である。

鹿沼市ホームページには市長交際費の一覧が掲載されている。令和5年1月分及び2月分の一覧に以下の記載がある。

- ・令和5年1月29日 医王寺節分会直会会費 15,000円
- ・令和5年2月3日 古峯神社節分祭直会会費 10,000円
- ・令和5年2月11日 常楽寺録事尊例大祭直会会費 5,000円

この内容に関し、請求人が当該案内状及び領収証の情報公開請求を行ったところ、以下の内容を確認した。

・医王寺

案内状に記載されている文言 「節分厄除け祈願護摩法要」

領収証の但し書 「祈願料」

・古峯神社

案内状に記載されている文言 「節分祭追儺式」 ※領収証の交付なし

・常楽寺

案内状に記載されている文言 「例大祭」

領収証の但し書 「祈願料」

上記寺院及び神社から市長あての案内状の内容は、「節分厄除け祈願護摩法要」、「節分祭追儺式」、「例大祭」への案内であった。また、領収証但し書の記載内容は、公表されている「直会会費」でなく、「祈願料」であった。なお、古峯神社からは領収証が交付されていなかった。

これらの行事は、宗教行事又は宗教的行為若しくは宗教的内容を伴う行事であり、それに公費を支出し参加することは、憲法第20条第3項及び同法第89条に規定する政教分離に違反する疑いの生じる行為である。

(2) 措置要求

宗教行事への参加費用は、本来私費で支払うべきところだが、公費で支払った行為は違法・不当な支出の疑いがあると言わざるを得ない。

この違法・不当な疑いのある公金支出により市に損害を与えていることから、市長に対し、市長が参加した寺院及び神社の宗教行事に支出された令和4年度市長交際費（3件）の合計金額30,000円について、返還の措置を求める。

(3) 添付資料（事実証明書）

①令和5年1月分 市長交際費（鹿沼市ホームページ掲載）

[令和5年1月29日 医王寺節分会直会会費 15,000円]

②令和5年2月分 市長交際費（鹿沼市ホームページ掲載）

[令和5年2月3日 古峯神社節分祭直会会費 10,000円
令和5年2月11日 常楽寺録事尊例大祭直会会費 5,000円]

③医王寺 節分厄除け祈願護摩法要のご案内

④医王寺 領収証

⑤古峯神社 節分祭追儺式案内状

⑥常楽寺 例大祭案内状

⑦常楽寺 領収証

4 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和5年6月14日受理した。

5 監査委員の除斥

地方自治法第199条の2に定める除斥事項に該当する者はいないことを確認した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求の監査対象事項は、請求人の請求及び陳述の内容から判断し、「寺院及び神社の宗教行事参加に対する令和4年度市長交際費（3件）の支出」の違法性、不当性とした。

2 監査対象部局

監査対象部局を秘書室とした。

3 請求人の新たな証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和5年7月5日に請求人に陳述の機会を与え、同日に新たな証拠の提出を受けた。また、同条第8項の規定に基づき、陳述には秘書室職員を立ち会わせた。

請求人陳述においては、請求人が本件請求の要旨に基づき陳述を行った。また、新たな証拠として、請求人から事実証明書⑧（事実証明書①に記載のある「節分祭追儺式参加費（2回分）10,000円」の領収証の写し）が提出され、その内容について請求人から説明を受けた。

4 関係職員からの事情聴取

地方自治法第199条第8項の規定に基づき、秘書室から令和5年6月26日に、監査に必要な書類として、市長交際費支出のフロー図、市長交際費執行基準、令和4年度市長交際費に係る支出負担行為兼支出命令書（資金前渡）及び資金前渡精算書の写し、請求人が情報公開した資料一式の写しの提出を受けた。

地方自治法第242条第5項の規定に基づき、令和5年7月5日に秘書室長及び秘書室秘書係長に対して事情聴取を行った。また、同条第8項の規定に基づき、事情聴取には請求人を立ち会わせた。

第3 監査の結果

1 請求人の陳述内容等

(1) 市長交際費の支出状況について

本件請求に係る市長交際費（3件）の支出について、次の表にまとめた。

支出年月日	寺院及び神社名	案内状及び領収証但し書記載内容	鹿沼市ホームページ一覧記載内容	支出金額
令和5年 1月29日	医王寺	「節分厄除け祈願護摩法要」 「祈願料」	節分会直会会費	15,000円
令和5年 2月3日	古峯神社	「節分祭追儺式」 ※領収証なし	節分祭直会会費	10,000円
令和5年 2月11日	常楽寺	「例大祭」 「祈願料」	録事尊例大祭直会会費	5,000円

(2) 請求人の陳述内容について

請求人が請求の要旨について陳述した内容及び補足した内容は、次のとおりである。

- ・市長あての案内状の内容が「節分厄除け祈願護摩法要」、「節分祭追儺式」、「例大祭」への案内であること、また、領収証但し書が「祈願料」であることから、本件の寺院及び神社の行事は「宗教行事又は宗教的行為若しくは宗教的内容を伴う行事」である。
- ・「宗教行事又は宗教的行為若しくは宗教的内容を伴う行事」に公費を支出し参加することは、憲法に規定する政教分離に違反する疑いの生じる行為であり、この支出は違法・不当な疑いがある。
- ・令和5年6月8日の議会において、「寺・神社等への市長交際費（公費）の支出について」という内容で、愛媛玉串料訴訟（平成9年4月2日）を例に挙げ、寺院及び神社への市長交際費支出及び政教分離違反について一般質問を行った。
- ・この愛媛玉串料訴訟とは、愛媛県が靖國神社の例大祭等に玉串料等を公金から支出したことの是非が問われた住民訴訟の上告審判決である。最高裁は、その判決において、「県

が本件玉串料等を靖國神社又は護國神社に前記のとおり奉納したことは、その目的が宗教的意義を持つことを免れず、その効果が特定の宗教に対する援助、助長、促進になると認めるべきであり、これによってもたらされる県と靖國神社等とのかかわり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものであって、憲法20条3項の禁止する宗教的活動に当たると解するのが相当である。」、また「靖國神社及び護國神社は憲法89条にいう宗教上の組織又は団体に当たることが明らかであるところ、以上に判示したところからすると、本件玉串料等を靖國神社又は護國神社に前記のとおり奉納したことによってもたらされる県と靖國神社等とのかかわり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと解されるのであるから、本件支出は、同条の禁止する公金の支出に当たり、違法というべきである。」と述べており、国や自治体の宗教的活動を禁じる憲法20条3項及び宗教団体に公金を支出してはならないとする同法89条に違反すると結論付け、憲法の「政教分離原則」に反するとの初判断を示している。

- ・なお、愛媛玉串料訴訟の判決については、「政教分離規定に違反する行為についての重要な判断事例を提供するものであり、判断事例の積み重ねにより目的効果基準の明確性を高めていくべくことに鑑みても、先例としての価値は大きいものがあると思われる。ただ、判文から明らかなおおりに、本判決の多数議件が判断を示したのは、本件の具体的事案における玉串料の奉納行為等の合憲性である。一般的に、国や地方公共団体の玉串料の奉納行為等の合憲性について判断したものでなく、また国や地方自治体と靖國神社との関わり合いの合憲性一般に判断を示したものではない。右のような問題については、判決の判断を参考にしつつ、それぞれの事例における諸般の事情に基づき、目的効果基準に従って検討されるべきものである。」と述べている一文がある。
- ・令和5年6月8日の議会の一般質問においては、この問題を取り上げ、愛媛玉串料訴訟における「目的効果基準」の適用をあてはめ、寺・神社等への市長交際費（公費）支出について、政教分離の原則に反しているかどうか、市長自らの見解について質問した。
- ・令和5年6月8日の議会の一般質問において、秘書室長から「宗教行事ではなく地域イベント、観光イベントとの考え方である。」、「政教分離の原則に反していないと認識している。」との答弁があったが、本件行事は仏殿や神殿において仏式や神式により行われていることから、明らかな宗教行事と捉えてよいのではないか。また、領収証但し書の「祈願料」の記載から考えても、寺院及び神社としてはイベント行事への招待はしていない。
- ・政教分離違反については、令和5年6月8日の議会の一般質問において、具体的な判例

として愛媛玉串料訴訟を挙げたが、市長からは具体的な判例を挙げられていないので、合憲性を証明してほしい。

- 新たな証拠として提出した事実証明書⑧は、事実証明書①に記載のある「節分祭追儺式参加費（2回分）10,000円」の領収証である。これは、令和5年6月8日の議会の一般質問において、医王寺及び古峯神社の福まきに要した菓子代と判明したものである。
- 福まきの菓子は、寺院及び神社に対する寄贈品と思われるが、それを市民に対してまくのは、公金による市民に対する寄附行為ではないか。このような寄附行為は許されているのか、監査委員に調査願いたい。
- 本件請求に関連して議長交際費を調査したところ、「追儺式撒きもの代」が計上されていることが判明した。市長交際費は、なぜ「撒きもの代」ではなく「参加費」としているのか、それについても調査願いたい。

2 関係職員からの事情聴取について

関係職員から聴取した内容は次のとおりである。

(1) 請求人からの指摘事項及び本件請求内容について

- 本件請求にあるような市内の寺院及び神社が開催する行事は、宗教行事ではなく、観光イベントや地域イベント等の意味合いの強い行事である。
- 寺院及び神社の行事に市長交際費を支出して市長が参加することは、観光イベントや地域イベント等の意味合いの強い行事に市長として招待され、出席した際の食事を伴う会費を支出したものである。このような行事への参加は、市長の公務として長年行われており、政教分離違反に当たるとは考えていない。
- 寺院及び神社の行事に参加した場合の領収証は、各寺院及び神社の様式により発行されたものであるため、但し書が「祈願料」となっている。しかし、市としては、観光イベントや地域イベント等の意味合いの強い行事に市長として招待され、出席した際の食事を伴う会費については、以前から「直会会費」としていたことから、本件請求についても食事を伴う会費と判断して「直会会費」とした。
- 古峯神社の領収証は例年交付されていないため、支払内容を明記した支払報告書を秘書室で作成して対応している。

(2) 市長交際費支出について

- 市長交際費については、「市長交際費執行基準」に基づき、事業内容や目的、金額等を勘

案し、適正と認めたものについて支出している。

- ・本件請求に係る支出も、「市長交際費執行基準」の支出基準のうち「会費」に該当するものとして支出している。
- ・古峯神社の直会会費 10,000 円の支出については、「市長交際費執行基準」の「飲食を伴い会費が定められていない場合（原則 5,000 円）」の規定に合致しないが、例年、他団体との兼ね合い等を考慮した上で原則外として取り扱っている。
- ・請求人陳述で新たな証拠として提出があった「節分祭追儺式参加費（2 回分）10,000 円」は、医王寺及び古峯神社の福まき用の菓子代、つまり福まきのために準備して持参する道具代である。これは、福まきに参加するための費用であることから「参加費」とし、「市長交際費執行基準」の支出基準のうち「その他（市長が必要と認めたもの）」に該当するものとして支出した。
- ・市長の公務として参加したもので、福まきの菓子は寄附行為には当たらないと考えている。

(3) 行事当日のタイムスケジュールについて

3ヶ所の行事について、当日のタイムスケジュールは次のとおりである。

○医王寺（令和5年1月29日）

時間	式次第（寺院及び神社）	当日行動（市長）
11:00	厄除け祈願護摩法要	現地到着後、厄除け祈願護摩法要参加
11:45	福まき	福まき参加
		終了後、現地出発

○古峯神社（令和5年2月3日）

時間	式次第（寺院及び神社）	当日行動（市長）
11:00	節分祭追儺式	現地到着後、福まき参加
		終了後、現地出発

○常楽寺（令和5年2月11日）

時間	式次第（寺院及び神社）	当日行動（市長）
11:00	例大祭護摩修行	現地到着後、護摩修行見学及び例大祭視察
		終了後、現地出発

3 監査委員の判断

(1) 地方公共団体における交際費について

地方公共団体における交際費の一般的な意義については、「対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行のために必要な外部との交際上要する経費で、交際費の予算科目から支出される経費」とされている（昭和28年7月1日自行行発第200号千葉県総務部長あて行政課長回答）。

(2) 地方公共団体における交際費の支出基準について

地方公共団体における交際費の取り扱いについては、自治省通知（昭和40年5月26日行政局長、財政局長通知）により、以下の留意事項が示されている。

- ①交際費の支出については、一般経費と同様、支出負担行為に基づき、正当債権者に支払いをすることが建前である。
- ②交際費をあらかじめ現金で前渡する必要がある場合には、所定の手続により資金前渡の方法によるべきである。
- ③社会通念上相手方から領収書を徴することができにくいもの（香典等）は、支出額、相手方等の収支の経理を明らかにする方法によることもやむを得ない。
- ④交際費については、他の費目の流用又は予備費の充用は適当でないので、交際費を増額する必要がある場合は、所定の予算措置により行う。

(3) 判例について

本件請求に関連する政教分離及び交際費についての主な判例は、次のとおりである。

①令和3年2月18日東京地方裁判所判決

憲法は、20条1項後段、3項、89条において、いわゆる政教分離の原則に基づく諸規定（以下「政教分離規定」という。）を設けているところ、これらの政教分離規定は、いわゆる制度的保障の規定であって、国家と宗教との分離を制度として保障することにより、間接的に信教の自由の保障を確保しようとするものである。そして、憲法の政教分離規定

の基礎となり、その解釈の指導原理となる政教分離原則は、国家が宗教的に中立であることを要求するものではあるが、国家が宗教との関わり合いを持つことを全く許さないとすものではなく、宗教との関わり合いをもたらす行為の目的及び効果に鑑み、その関わり合いが、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さないとすものであると解すべきである。このような政教分離原則の意義に照らすと、憲法20条3項にいう宗教的活動とは、およそ国及びその機関の活動で宗教との関わり合いを持つすべての行為を指すものではなく、その関わり合いが上記にいう相当とされる限度を超えるものに限られるというべきであって、当該行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうものと解すべきである。そして、ある行為が上記にいう宗教的活動に該当するかどうかを検討するに当たっては、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断すべきである。また、憲法89条が禁止している公金その他の公の財産を宗教上の組織又は団体の使用、便益又は維持のために支出すること又はその利用に供することというのも、前記の政教分離原則の意義に照らして、公金支出行為等における国家と宗教との関わり合いが前記の相当とされる限度を超えるものをいうものと解すべきであり、これに該当するかどうかを検討するに当たっても、憲法20条3項の場合と同様の基準によって判断すべきである。

②平成18年12月1日最高裁判所第二小法廷判決

普通地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていることなどを考慮すると、その交際が特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的をもってされるものではなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであったからといって、直ちに許されないこととなるものではなく、それが、普通地方公共団体の上記の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するのが相当である。しかしながら、長又はその他の執行機関のする交際は、それが公的存在である普通地方公共団体により行わ

れるものであることにかんがみると、それが、上記のことを目的とすると客観的にみることができず、又は社会通念上儀礼の範囲を逸脱したものである場合には、当該普通地方公共団体の事務に含まれるとはいえず、その費用を支出することは許されないものというべきである。

③平成15年3月19日横浜地方裁判所判決

公職選挙法199条の2は、公職にある者を含む公職の候補者等が行う寄附あるいは公職の候補者等を寄附の名義人とする寄附を禁止する規定であるところ、本件公金の支出は、市の予算措置に基づき、市を代表して市長という機関の名で行われており、被告個人がした寄附ではないから、同条項の寄附には該当しない。なお、地方公共団体の長としての交際費の支出が職務関連性がなく、実質的には私人としての交際に該当する場合もあるが、その場合でも、支払の原資が地方公共団体であり、支払人がその長であり、長個人がその金員を寄附したということではないので、上記条項にいう寄附には該当しない。

(4) 検討

前述の内容を踏まえ、以下について検討した。

①医王寺における節分厄除け祈願護摩法要及び古峯神社における節分祭追儺式への市長交際費支出について

本件行事については、寺院及び神社が主催し、宗教施設である寺院及び神社内において開催されたものであり、護摩法要等に引き続き福まきが行われる形式等から、宗教的内容を伴う行事と判断される。

前述の判例①においては、「宗教的活動に該当するかどうかを検討するに当たっては、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断すべきである。」とされている。

本件行事については、参加者に対する護摩法要等が行われるものの、行事の中心は地域住民や観光客が参加する福まきであり、その内容は伝統的、通俗的な年中行事として広く行われている節分の豆まきと変わらない。従って、本件については、一般人に対して伝統的な季節の行事に参加したという印象を与えるものでしかなく、特定の宗教や宗教団体への援助、助長、促進等を行っている印象を与えるとは考えられない。

また、前述の判例②において、市長交際については、「普通地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていることなどを考慮すると、その交際が特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的をもってされるものではなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであったからといって、直ちに許されないこととなるものではなく、それが、普通地方公共団体の上記の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するのが相当である。」とされている。

本件行事が行われる医王寺や古峯神社は、どちらも古い歴史を持つ寺院及び神社であり、市内有数の観光地である。そのような場で行われる行事への市長の参加については、宗教行事への参加が目的ではなく、市長として市を代表して地域住民との交流を図り、観光客に対して市の観光事業をピーアールする意図があったと考えられる。これは、市長としての立場を考えれば、当然公務性が認められるものである。従って、本件については、市としての役割を果たすために市長が相手方との友好、信頼関係の維持増進を図る目的で行事に参加したと客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる行為であると言える。

なお、請求人陳述において、請求人から本件請求に関連し、「福まきの菓子は、市民に対する寄附行為ではないか」及び「撒きもの代ではなく参加費としていること」の2点の意見が出されたことについても、ここで述べておく。

1点目は、「福まきの菓子は、寺院及び神社に対する寄贈品と思われるが、それを市民に対してまくのは、公金による市民に対する寄附行為ではないか。」との意見についてである。これに対して、秘書室から「市長の公務として参加したもので、福まきの菓子は寄附行為には当たらないと考えている。」との回答が出されている。

前述の判例③において、「公金の支出は、市の予算措置に基づき、市を代表して市長という機関の名で行われており、被告個人がした寄附ではないから、同条項の寄附には該当しない。」とされている。本件請求において、市長が福まきに参加し、市民等に菓子をまいたことについては、市長個人としてではなく、市を代表する市長の立場として行ったものである。これは公務の一環であり、市長交際として許容できる社会的儀礼の範囲を逸脱していない。

次に、福まきの菓子、市長が公務として行事に参加するために必要な物品であり、節分厄除け祈願護摩法要や節分祭追儺式の会費とは別に、市の予算に基づき、適法な手続きを経て市長交際費から支出、購入したものである。また、購入した菓子を寺院及び神社に持参したことについては、寺院及び神社に対する寄附または寄贈とは言えない。

従って、本件請求の福まきに係る行為については、公職選挙法第199条の2に規定する寄附に該当しないと判断する。

なお、ここで言う「寄附行為」とは、公職選挙法で規制される寄附のことであり、関連する条文は次のとおりである。

公職選挙法第179条（抜粋）

第2項 この法律において「寄附」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付、その供与又は交付の約束で党費、会費その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。

公職選挙法第199条の2（抜粋）

第1項 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下「公職の候補者等」という。）は、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもつてするを問わず、寄附をしてはならない。

第2項 公職の候補者等を寄附の名義人とする当該選挙区内にある者に対する寄附については、当該公職の候補者等以外の者は、いかなる名義をもつてするを問わず、これをしてはならない。

2点目は、「節分祭追儺式参加費（2回分）10,000円」について、「議長交際費では『追儺式撒きもの代』が計上されているが、市長交際費ではなぜ『参加費』としているのか。」との意見についてであるが、この件は財務会計上の行為に関する内容ではないことから、検討の必要はないと判断する。

②常楽寺における例大祭への市長交際費支出について

本件行事については、寺院が主催し、宗教施設である寺院内において年1回開催される重要な祭事であり、寺院の方式に則って護摩修行等が行われることから、宗教的内容を伴う行事と判断される。

前述の判例①においては、「宗教的活動に該当するかどうかを検討するに当たっては、当

該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うについての意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断すべきである。」とされている。また、前述の判例②においては、市長交際について、「普通地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていることなどを考慮すると、その交際が特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的をもってされるものではなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであったからといって、直ちに許されないこととなるものではなく、それが、普通地方公共団体の上記の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するのが相当である。」とされている。

本件行事が行われる常楽寺は、録事尊を祀った寺として古くから信仰を集めている。また、本件行事は、長年にわたって地域住民の間で受け継がれ、地域に根付いた歴史的・文化的価値を有する行事として位置付けられているものであり、地域住民同士が親睦を図る場でもある。

市長は本件行事に参加したが、護摩修行の見学及び例大祭の視察に留まっている。これは、宗教行事への参加が目的ではなく、市長の公務として、地域住民の生活に密接な関わりのある行事に参加し、そこに集う地域住民や各種団体の方々と交流することが目的であったと考えられる。これは、市としての役割を果たすために市長が相手方との友好、信頼関係の維持増進を図る目的で行事に参加したと客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる行為であると言える。

従って、本件については、市長交際として許容できる範囲を逸脱しておらず、一般人に対しても特定の宗教や宗教団体への援助、助長、促進等を行っている印象を与えるとは考えられない。

③市長交際費執行基準について

前述のように、市長交際費は、市長等が行政執行上必要な外部との交際に要する経費で、交際費の予算科目から支出されるものであり、裁量権の濫用や社会通念上許容される相当な範囲からの逸脱があると認められる場合にはその支出が違法と判断されるものである。

本市の市長交際費については、秘書室が策定した「市長交際費執行基準」において、その目的や執行者の範囲、支出基準等が規定されている。そのうちの支出基準については、「会費」、「協賛等」、「香料」といった支出区分が10項目規定され、それぞれに支出基準及び金額が定められている。秘書室では、この「市長交際費執行基準」に基づき、市長交際費の適正な支出、及び使途の明確さと透明性の確保に努めている。

本件監査において確認した市長交際費支出の一連の流れについては、次のとおりである。

- ・ 当月に使用する交際費は、現金で支出する必要があるため、前月中に秘書室から会計課に支出負担行為兼支出命令書（資金前渡）を提出する。
- ・ 支出された現金は、秘書室内で保管する。
- ・ 市長への出席依頼等、交際費で対応する案件がある場合は、秘書室において「市長交際費執行基準」に基づき内容を精査し、支出の適否や金額を決定する。支出が適正であると決定した場合は、秘書室に保管している現金から支出し、支出内容を出納簿に記録する。
- ・ 翌月に、1ヶ月分の出納簿を整理し、資金前渡精算書を会計課に提出して残金の精算手続き（戻入等）を行う。
- ・ 出納簿を鹿沼市ホームページで公開する。

本件請求に係る市長交際費については、「市長交際費執行基準」の支出基準のうち「会費」に該当すると判断され、支出されている。この「会費」の主な内容を次の表にまとめた。

区分	目的	飲食の有無	会費の定めの有無	支出金額
会費	会議、大会、行事等への参加経費	無	—	原則支出なし
		有	有	会費相当額
			無	原則 5,000 円

「会費」とは、会議、大会、行事等への参加経費であり、飲食を伴う会合で会費が定められている場合は会費相当額、会費が定められていない場合は原則 5,000 円と規定されている。

本件請求における医王寺節分厄除け祈願護摩法要については、「飲食を伴い会費が定められている場合」に該当するものとして、案内状に記載された 15,000 円を規定どおり会費として支出している。

本件請求における古峯神社節分祭追儺式及び常楽寺例大祭については、どちらも「飲食

を伴い会費が定められていない場合」に該当する。常楽寺については、規定どおり 5,000 円が支出されているが、古峯神社については 10,000 円が支出されており、規定に合致していない。この理由としては、他団体との兼ね合い等を考慮した上で、慣例的に原則外の取り扱いをしているため、とのことである。

本来は、「市長交際費執行基準」に規定されたとおりの取り扱いをすべきである。しかし、行政執行上必要な交際を円滑に行う上で、やむを得ず他団体と足並みを揃えたものであることを考慮すると、客観的にみて社会通念上許容される相当な範囲からの逸脱があるとは認められず、また市が古峯神社に対して特別に援助等を行っている印象を与えるものでもない。

次に、会計上の支出手続きについては、主に鹿沼市財務規則(昭和39年4月1日規則第7号)、鹿沼市決裁規程(昭和45年5月1日訓令第1号)に規定されている。また、会計処理の実務については、上記規則等に基づき会計課が作成した会計事務の手引きに規定されている。

本件請求に係る市長交際費については、事実証明書として添付された市長交際費一覧及び領収証、秘書室から提出された支出負担行為兼支出命令書(資金前渡)及び資金前渡精算書の写しの内容を支出の証拠として確認した。なお、古峯神社については、領収証に代わるものとして、秘書室が作成した支払報告書も併せて確認した。

上記書類を確認した結果、支払いの事実には疑義は生じず、市長交際費の支出手続きは規則等に基づき適正に処理されていたと判断する。

4 結論

以上のことから、本件請求に係る市長交際費は、法令等を根拠にして支出されたものであり、妥当なものと判断できる。従って、違法または不当な支出と認めることはできず、請求人の市長に対する措置請求には理由がないものと判断し、本件請求を棄却する。

なお、本件請求における監査委員の判断は以上のとおりであるが、監査委員から市長に対し、以下のとおり意見を述べる。

(意見)

市政を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中、公費の用途に対する市民の関心はますます高まっている。その中でも、市長交際費の支出は、市民の関心が比較的高いものである。

市長交際費の支出に当たっては、支出根拠である「市長交際費執行基準」に基づき、その公益性や行政効果を十分に考慮し、支出の妥当性を判断した上で、慎重に執行されることが必要である。

しかし、現在の「市長交際費執行基準」については、支出基準の「会費」では原則の金額が規定されているにも関わらず、原則外の金額を支出していたことが確認された。

交際費支出については、明文化されないまま慣例として長年踏襲されているものが多い。しかし、「市長交際費執行基準」に明文化されていないものは、支出根拠が薄弱である。これでは、市民に対し、支出の妥当性について十分な説明ができないばかりでなく、恣意的な判断に基づく支出ではないか、という市民の誤解や不信感を招く恐れがある。

前述のように、交際費は、市長の裁量権は認められているものの、その支出が相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、適法と解されるものである。行政を取り巻く社会情勢や社会通念が目まぐるしく変化している中で、支出の妥当性についての判断もそれに伴い変化していく。他の地方公共団体においても、交際費執行基準の中で、地域で行う祭礼や宗教的要素を持つ行事に対して交際費を支出しないことを規定する等、支出基準を見直している例もある。前例に倣って漫然と支出するものではない。

市長交際費のより適正な執行のため、交際費のあり方を見直し、「市長交際費執行基準」をより明確でわかりやすい内容に改定することを要望する。